

大分県学習用端末機器等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ICTを活用した授業、家庭学習を進めるにあたり、大分県立学校（以下、「学校」という。）に在籍する児童生徒に対し、学習用タブレット、モバイル Wi-Fi ルータ等を貸与する際の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学習用タブレット」とは、大分県教育委員会（以下「県教委」という。）が所有している機器であって、学校での学習活動に必要な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。また、「モバイル Wi-Fi ルータ」とは、県教委が所有している通信機器であって、学習用タブレットを家庭で使用する際のインターネット接続用として使用するものをいう。

(貸与物品)

第3条 この要綱において貸与を行う物品は、学習用タブレット（付属品を含む）およびカバー兼キーボード、モバイル Wi-Fi ルータ（付属品を含む）とする。（以下「貸与物品」という）

(貸与対象者)

第4条 学習用タブレットの貸与を受けられる者は学校（通信制課程を除く）に在籍する児童生徒とする。また、モバイル Wi-Fi ルータの貸与を受けられる者は、次の2から4のいずれにも該当する児童生徒とする。

- 2 学校（通信制課程を除く）に在籍する児童生徒（以下、「利用者」という）とする。
- 3 家庭に Wi-Fi 接続によるインターネット環境のない利用者とする。
- 4 家庭が生活保護費、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費（第1段階の支弁区分）のいずれかを受給している利用者とする。ただし、新入生については経過措置として就学援助費を受給していた場合を含む。

(事務)

第5条 県教委は利用者の在籍する学校を通じて、貸与物品を貸与する。

- 2 学校は、利用者への貸与に関する事務を行うものとする。

(管理)

第6条 学校は、貸与状況を明らかにするために、大分県学習用端末機器等管理台帳（様式第29号）を備え、貸与物品を管理しなければならない。

- 2 学校は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載しなければならない。
- 3 学校は、県教委の求めがあった場合は、当該貸与状況を報告するものとする。

(貸与期間)

第7条 貸与物品の貸与期間は、貸与を受けた日から利用者が学校を卒業するまでとする。ただし、貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）の貸与期間終了日は、原則として当該年度

末までとし、年度を越える貸与期間の設定はできない。

- 2 年度を超えて貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）の貸与を希望する場合は、原則として大分県学習用端末機器等貸与申請書及び承諾書（様式第 2 6 号）を新たに提出しなければならない。
- 3 学校は、利用者が貸与物品の利用条件に違反した場合及び学校が必要と認める場合は、第 1 項の規定に関わらず、利用者に貸与物品の返却を命じることができる。
- 4 学校から貸与物品の返却を命じられた利用者は、速やかに貸与物品を返却しなければならない。

（貸与料）

第 8 条 貸与物品の利用料は、無償とする。ただし、貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）の契約料及び通信料、解約手数料等は利用者負担とする。

（貸与申請）

第 9 条 貸与物品の貸与を受けようとする児童生徒（以下、「申請者」という。）は、学習用タブレットについては大分県学習用端末機器等貸与申請書及び承諾書（様式第 2 5 号）をモバイル Wi-Fi ルータについては大分県学習用端末機器等貸与申請書及び承諾書（様式第 2 6 号）を申請者が在籍する学校長に提出しなければならない。

（貸与決定）

- 第 10 条 学校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。
- 2 学校長は、前項により貸与を決定したときは、大分県学習用端末機器等貸与決定通知書（様式第 2 7 号）により、申請者に通知するものとする。

（受領書）

第 11 条 利用者は、貸与物品を受領した場合は、学校長へ大分県学習用端末機器等物品受領書（様式第 2 8 号）を提出しなければならない。

（貸与物品の変更）

- 第 12 条 県教委は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、学校を通じて利用者に通知するものとする。
- 2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

（貸与物品の取扱い）

第 13 条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 利用者は、貸与物品の利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を遵守すること。
 - （1）貸与物品を、学校が認めた学習以外の目的で使用しない。
 - （2）貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しない。
 - （3）貸与物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しない。
 - （4）貸与物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えない。

- (5) 貸与物品に、学習に必要なないソフト、アプリをインストールしない。
- (6) 貸与物品を利用して、学習に関係のないWebサイトの閲覧は行わない。
- (7) 貸与物品のセキュリティの維持に努める。
- (8) 貸与物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさない。
- (9) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わない。
- (10) 貸与物品(学習用タブレット)をインターネットなどの通信に接続する場合は、原則、家庭のWi-Fiルータ又は県が貸与するモバイルWi-Fiルータを利用し、フリーWi-Fi等には接続しない。
- (11) 貸与物品(モバイルWi-Fiルータ)に接続できる端末は、貸与物品(学習用タブレット)とする。
- (12) その他貸与物品の利用要件及び利用ルール等に記載されている事項。

3 利用者は、学校長から貸与物品の利用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

(充電に係る経費)

第14条 貸与物品の充電に係る経費は、利用者の負担とする。

(破損又は紛失の届出)

第15条 利用者は貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、直ちに大分県学習用端末機器等破損・紛失届(様式第30号)を県教委に提出しなければならない。

2 前項の場合において、利用者に故意又は重大な過失があった場合は、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与決定の取消)

第17条 学校長は、第7条の貸与期間中であっても次の各号の一に該当する場合は、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった。
- (2) 利用者が、学校の児童生徒でなくなった。
- (3) 利用者が、第13条の規定に違反した。
- (4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じた。

2 学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、大分県学習用端末機器等貸与決定取消通知書(様式第31号)により、利用者に通知するものとする。

(貸与物品の返却)

第18条 利用者は、第7条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、第17条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日

までに貸与物品を返却しなければならない。

- 3 利用者は、第4条2から4に定める要件を満たさなくなった場合は、貸与物品（モバイルWi-Fiルータ）を返却しなければならない。
- 4 利用者は、貸与物品を返却する際に、大分県学習用端末機器等返却届（様式第32号）を学校に提出する必要がある。
- 5 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合、利用者は期日内に貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

（連帯保証）

第19条 保護者は、本貸与要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。